所得段階	対 象 と な る 方	負担割合	年 額
第1段階	①生活保護受給の方 ②老齢福祉年金受給者で、世帯の全員が市町村民税非課税の方 ③世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が８２．６５万円以下の方	０．２８５	23,200円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が８２．６５万円を超え１２０万円以下の方	０．４８５	39,500円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が１２０万円を超える方	０．６８５	55,800円
第4段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が８２．６５万円以下の方	０．９０	73,400円
第5段階	市町村税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が８２．６５万円を超える方	１．００	81,600円 （基準月額6,800円）
第6段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が１２０万円未満の方	１．２０	97,900円
第7段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が１２０万円以上２１０万円未満の方	１．３０	106,000円
第8段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が２１０万円以上３２０万円未満の方	１．５０	122,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が３２０万円以上４２０万円未満の方	１．７０	138,700円
第10段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が４２０万円以上５２０万円未満の方	１．９０	155,000円
第11段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が５２０万円以上６２０万円未満の方	２．１０	171,300円
第12段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が６２０万円以上７２０万円未満の方	２．３０	187,600円
第13段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が７２０万円以上の方	２．４０	195,800円

※下線部分変更箇所